

# 令和4年度 社会福祉法人あすなろ会 が 女性活躍推進法に基づく「えるぼし」企業に



## 認定 されました！

島根労働局 えるぼし認定 通知書交付式



厚生労働省 島根労働局長 宮口 真二  
 社会福祉法人あすなろ会 理事長 竹内 一夫  
 厚生労働省 労働基準監督署長 事務局長 竹内 寛和  
 令和4年10月27日(木) 島根労働局において

### えるぼし認定とは…

一般事業主行動計画の策定・届出を行った事業主のうち、取組の実施状況が優良である等の一定の要件を満たした場合に、厚生労働大臣に「えるぼし認定」を受けることができます。島根県では5つめの認定企業です。

### ※認定マークについて

「L」には、Lady(女性)、Labour(働く、取り組む)、Laudable(賞賛に値する)など様々な意味があり、「円」は企業や社会、「L」はエレガントに力強く活躍する女性をイメージしています。

愛称「えるぼし」には、企業や社会の中で活躍し、星のように輝く女性への「エール」が込められています。

### 基準適合一般事業主認定通知書

令和4年10月4日

社会福祉法人あすなろ会  
理事長 竹内一夫 殿

令和4年5月6日付けの申請について、女性活躍推進法第9条に基づく基準に適合するものと認定しましたので通知します。

認定段階 2

【貴社において満たしている審査項目(基準1項目1セクシの項目)】

項目	達成状況	労働時間	管理職比率	多様な人材の採用
〇	〇	〇	〇	〇

島根労働局長 宮口 真二

### 懇談の様子



### 社会福祉法人あすなろ会が満たした基準は…

- 〇直近の事業年度において、次の(i)と(ii)の両方に該当すること。
  - (i) 正社員に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値(平均値が4割を超える場合は4割)以上であること。
  - (ii) 正社員の基幹的な雇用管理区分における女性労働者の割合が産業ごとの平均値(平均値が4割を超える場合は4割)以上であること。
- 〇雇用管理区分ごとの労働者の法定時間外労働及び法定休日労働時間の合計時間数の平均が、直近の事業年度の各月ごとに全て45時間未満であること。
- 〇直近の事業年度において、管理職に占める女性労働者の割合が産業ごとの平均値以上であること。
- 〇直近の3事業年度に、常時雇用する労働者数が301人以上の事業主は以下より2項目以上(非正社員がいる場合は必ずAを含むこと)、300人以下の事業主は1項目以上の実績を有すること。
  - A: 女性の非正社員から正社員への転換
  - D: おおむね30歳以上の女性の正社員としての採用